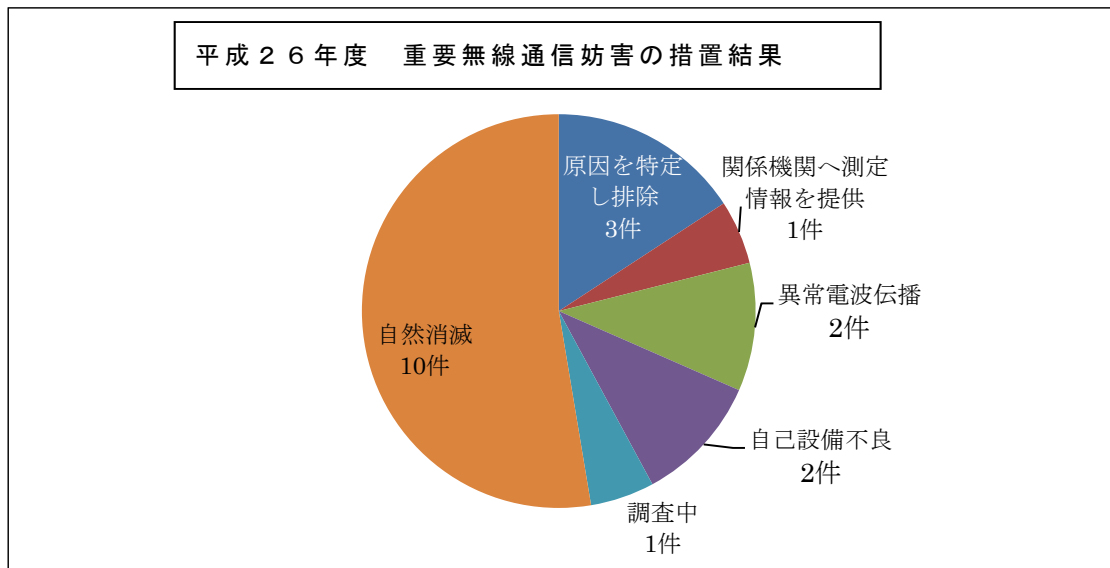


平成26年度の電波監視業務の実施概要

1 重要無線通信妨害(注)の概要

申告件数は19件、このうち原因が特定され具体的に措置されたもの8件、調査中のもの1件、原因を特定する前に自然消滅したもの10件でした。それらの内訳は下図のとおりです。

注：重要無線通信妨害とは、携帯電話などの電気通信業務、航空、防災行政、放送、鉄道事業、気象、電気・ガス事業などの人命や財産の保護に関わるものや治安の維持などを目的とする公共的な業務に関わる無線通信に対する妨害



【主な事案】

○ アマチュア無線機の故障により消防無線に混信〔原因を特定し排除〕

消防無線に妨害を与えているアマチュア無線局があるとの情報提供に基づき調査を開始。監視の結果、当該免許人を特定し混信を排除。原因は同人のアマチュア無線機からのスプリアス(帯域外)発射によるものであった。

○ 消防無線の自己設備の不良によりノイズが混入〔自己設備不良〕

方位測定の結果、消防署の分署に所属する移動局側の設備不良が原因の一つと推測されたため、同署へ自己点検を要請。結果、移動局のマイクセットの導線不良がノイズの原因となっていたことが判明。

○ テレビ信号増幅器のノイズが航空無線へ混入〔原因を特定し排除〕

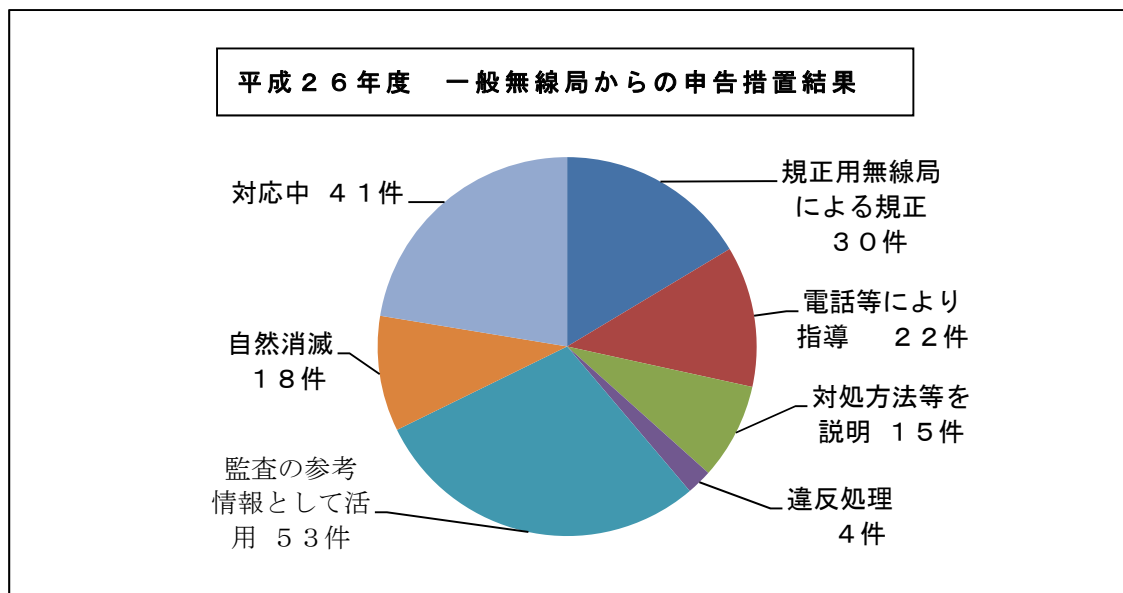
方位測定と現地調査を実施した結果、ノイズは、テレビ信号増幅器の異常発振によるものであることが判明。所有者に使用中止を要請し混信を排除。

○ LED灯のノイズが水防用無線(データ伝送用)に混入〔原因を特定し排除〕

公共業務用無線の伝送データの一部が日没以降、欠落する事案が発生。現地調査にて、近辺のLED灯の点灯時に当該無線設備の受信点でノイズレベルが上昇することを確認。改良型のLED灯に交換したことでデータ欠落は解消。

2 重要無線通信以外の混信妨害等

申告受付件数は183件、このうち措置を行なったものは124件、原因を特定する前に自然消滅したものは18件、現在対応中のものは41件です。それらの内訳は下図のとおりです。



【主な事案】

○ 喜多方市、大船渡市などで無線従事者の従事停止43日の行政処分

電波監視等により、免許を受けずにアマチュア無線局を開設していたものを探知し、第4級アマチュア無線技士の無線従事者として43日間の従事停止処分を行った。

○ 登米警察署との共同取締で、電波法違反(不法無線局開設)容疑で摘発

電波監視により、不法パーソナル無線局を車両に開設していたものを特定し、登米警察署と共同で取締りを行い、運転手2名を摘発した。

○ 震災復興工事のダンプカーにアマチュア無線局を開設しているものが多く、運用マナーを守らないことによる混信等が多発しており、重点的に電波規正用無線局による電波の規正等を実施しています。